



短答式試験のあり方について、活発な議論が行われた

当曰は、松本恒雄教授  
(一橋大学法科大学院長)、  
塙原英治会員(第二東京・  
青山学院大学法科大学院特  
任教授)、本郷亮会員(東  
京・慶應義塾大学法科大  
学院教授)、榎本修会員(愛知  
県・法科大学院センター副  
委員長)、藤川忠宏氏(元日  
本経済新聞社論説委員、司  
法修習予定者)の五人のパ  
ネリストと四人の二〇一〇  
年新司法試験合格者を招  
き、活発な討論を行った。

四人の合格者からは、短  
答式試験が合格水準に達し  
なかつた場合に論文が採点  
であるといった意見や、試  
験で何が求められて  
いるのかが全体的に分  
からず、受験生がどの  
レベルまで自分の力を  
上げればよいのかが不  
明確で、時間がないと  
必要以上に焦ってしま  
うといった意見が出さ  
れた。

続くパネルディスカ

## 新司法試験シンポジウム 短答式試験はこのままで よいのか?

いま短答式から新司法試験のあり方を問いただす

2010  
No.443

ツションでは、短答式試験が必要最低限度の知識を確認するものであるという観点から、試験科目の減少、ブール制(一定割合をブル問題から出題)の採用、禁忌肢(正解できないと不合格もしくは大幅な減点となる問題)の導入などの提案があった。現行の短答式試験問題について、公判の流れを問う問題などは、法科大学院の授業とリンクしており評価できる反面、商法がやや枝葉の論点に立ち入りすぎているのではないかという意見もあった。

六法参照を求める合格者の意見に対し、パネリストから、基本的な条文は六法不要、逆に条文を参照することで時間だけがかかりかねないという反対意見が挙がった。また、短答式試験が一次評価に用いられることについて、短答式試験の結果に関係性があるか、受験者の論文答案を採点して、短答式試験と論文式試験の結果に関係性があるかを検証する必要性があるかの意見も出された。